

令和8年4月吉日

お客さま各位

あぶくま信用金庫

手形帳・小切手帳の新規発行受付の終了
および関連規定の一部改正について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和7年2月にお知らせしましたとおり、令和8年3月31日をもって、手形帳・小切手帳の新規発行受付を終了しております。

それに伴い、関連規定の一部を下記のとおり改正いたします。

今後もお客さまの利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象規定

- ・ 当座勘定規定（一般用）
- ・ **専**当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定内容

別添のとおり

3. 改定日

令和8年4月1日

以 上

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

新	旧
<p style="color: red; text-decoration: underline;">(2026年4月現在)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (手形、小切手用紙) (1)～(4) (略)</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(削 除)</p> <p><u>(5)</u> 当座預金から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>第13条 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>(削 除)</u></p> <p>第14条～第33条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="color: red; text-decoration: underline;">(2025年4月現在)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (手形、小切手用紙) (1)～(4) (略)</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>(6)</u> 当座預金から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>(7)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>第13条 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> <p>第14条～第33条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

アンダーライン部分が変更箇所です。

④当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>(2026年4月現在)</u></p> <p>第1条～第7条 (略) 第8条 (手形、小切手用紙) (1)～(2) (略) <u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(3)</u> 当座預金から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</p> <p><u>(4)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>第 9 条</u> (支払の範囲) <u>第10条</u> (支払の選択) <u>第11条</u> (印鑑等の届出) <u>第12条</u> (届出事項の変更) <u>第13条</u> (印鑑照合等) <u>第14条</u> (振出日、受取人もれの手形) <u>第15条</u> (自己取引手形等の取扱い) <u>第16条</u> (利息) <u>第17条</u> (残高の報告) <u>第18条</u> (譲渡、質入れの禁止) <u>第19条</u> (反社会的勢力との取引拒絶) <u>第20条</u> (解約) <u>第21条</u> (取引終了後の処理) <u>第22条</u> (手形交換所規則による取扱い) <u>第23条</u> (成年後見人等の届出) <u>第24条</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) <u>第25条</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>第26条</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) <u>第27条</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) <u>第28条</u> (本規定の変更等)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;"><u>(2022年11月現在)</u></p> <p>第1条～第7条 (略) 第8条 (手形、小切手用紙) (1)～(2) (略) <u>(3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u> <u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> <u>(5) 当座預金から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</u> <u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p><u>第9条 (手数料)</u> <u>前項の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。</u></p> <p><u>第10条</u> (支払の範囲) <u>第11条</u> (支払の選択) <u>第12条</u> (印鑑等の届出) <u>第13条</u> (届出事項の変更) <u>第14条</u> (印鑑照合等) <u>第15条</u> (振出日、受取人もれの手形) <u>第16条</u> (自己取引手形等の取扱い) <u>第17条</u> (利息) <u>第18条</u> (残高の報告) <u>第19条</u> (譲渡、質入れの禁止) <u>第20条</u> (反社会的勢力との取引拒絶) <u>第21条</u> (解約) <u>第22条</u> (取引終了後の処理) <u>第23条</u> (手形交換所規則による取扱い) <u>第24条</u> (成年後見人等の届出) <u>第25条</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) <u>第26条</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>第27条</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) <u>第28条</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) <u>第29条</u> (本規定の変更等)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

アンダーライン部分が変更箇所です。